

2026年3月23日

エコマーク商品類型 No.110「生分解性潤滑油 Version2.7」認定基準の 部分的な改定について

公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

エコマーク商品類型 No.110「生分解性潤滑油」認定基準は、グリーン購入法の特定調達品目「2 サイクルエンジン油」と整合を図って認定基準を設定している。今回、基準項目で引用している魚類急性試験方法の規格として引用していた JISK 0102(工場排水試験方法)について、JIS K 0101 と統合され、JIS K 0102 シリーズ(第 1 部～第 5 部)として再編されたことを反映し、名称の部分的な改定を行う(グリーン購入法の基本方針も同様に改定)。

2. 改定箇所 (変更箇所:赤字下線部分)

4-1. 環境に関する基準と証明方法

(8) 製品は、生態影響について、以下の試験方法のいずれかにより測定される魚類による急性毒性試験の 96 時間 LC₅₀ 値が 100mg/リットル以上であること。

* JIS(日本産業規格)

・ K 0102-5(工業用水・工場排水試験方法－第5部:微生物及び生物学的影響工場排水試験方法)

・ K 0420-71 シリーズ(10、20、30)

(水質-淡水魚[ゼブラフィッシュ(真骨類, コイ科)]に対する化学物質の急性毒性の測定-第 1 部:止水法、第 2 部:半止水法、第 3 部:流水法)

* OECD

・ 203(魚類急性毒性試験)

なお、難水溶性の製品は、ASTM D6081(水環境中における潤滑油の毒性試験のための標準実施法:サンプル準備及び結果解釈)の方法などを参考に調製された WAF(水適応性画分)や WSF(水溶解性画分)を試料として使ってもよい。この場合、96 時間 LL₅₀ 値が 100mg/リットル以上であること。

<付記>

魚類による急性毒性試験に加え、「以下の試験方法のいずれかにより測定されるミジンコ類急性遊泳阻害試験の 48 時間 EC₅₀ 値が 100mg/リットル以上であること。」も満たすべき要件とすることを引き続き検討していく。

この項目については、当面適用を免除とし、適用開始日について今後検討し、決定次第告知する。告知は、適用開始日の少なくとも 6 ヶ月前には行うこととする。

* JIS

・ K 0229(化学物質などによるミジンコ類の遊泳阻害試験方法)

* OECD

- ・ 202 Part I (ミジンコ類急性遊泳阻害試験及び繁殖試験 第一部 24 時間 EC₅₀ 遊泳阻害試験)

ミジンコ類急性遊泳阻害試験の実施にあたって、難溶性の製品は、ASTM D6081(水環境中における潤滑油の毒性試験のための標準実施法:サンプル準備及び結果解釈)の方法によって調製された WAF(水適応性画分)や WSF(水溶解性画分)を試料として使ってもよい。この場合、48 時間 EL₅₀ 値が 100mg/リットル以上であること。

【証明方法】

第三者試験機関または公的試験機関により実施された試験結果の証明書類を提出すること。

3. 改定日 2026 年 4 月 1 日

以上